3　2の原則を適用するに当たり、制度には、特に、次のものを含める。

(a)　監督措置（船舶に対する漁獲の許可、船舶及び漁具の標識、漁獲活動の記録並びに人工衛星による監視等の手法による船舶の移動及び活動に関する準リアルタイムの報告を含む。）

(b)　海上及び港における検査計画（相互主義に基づく船舶に対する乗船及び検査のための手続を含む。）

(c)　監視の実施に関する共通の基準に基づくオブザーバー計画（特に、締約国の旗を掲げる船舶への当該締約国の同意を得て行われる他の締約国によるオブザーバーの配置に関する取決め、漁船及び漁業調査船の大きさ及び種類に応じた適当な乗船率並びに保存管理措置に対する明らかな違反に関する情報についてのオブザーバーによる報告のための措置であってオブザーバーの安全を確保する必要性を考慮するものを含む。）

(d)　制度の下で発見された違反に対するその後の手続（調査に関する基準、報告手続、訴訟手続及び制裁の通報並びに他の取締活動を含む。）

4　制度は、多数国間の、かつ、統合的な性格を有するものとする。

5　条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する締約国の旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、この条約の不可分の一部を成す附属書に規定する暫定的措置をこの条約の効力発生の時から適用する。当該措置は、制度が確立されるまでの間又は委員会が別段の決定を行うまでの間、効力を有する。

6　委員会は、この条約の効力発生から二年以内に委員会による制度の確立に至らない場合には、この条約及び適当な場合には千九百九十五年の協定に基づく締約国の義務を締約国が効果的に履行することを強化するため、いずれかの締約国の要請により、乗船及び検査の手続の採択に関する緊急の検討を行う。この目的のため、委員会の特別会合を開催することができる。

第十七条　意思決定

1　実質事項に関する委員会の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。ある事項が実質事項であるか否かの問題は、実質事項として取り扱う。

2　1に規定する事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。

3　この条約に従って意思決定が行われる場合には、一の地域的な経済統合のための機関は、一の票のみを有する。

第十八条　他の組織との協力

1　機関は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関及び他の専門機関と相互の関心事項について協力する。

2　機関は、条約水域における海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保に関心を有する他の政府間機関との作業上の協力関係であって、当該政府間機関の作業に貢献することができるものを発展させるよう努める。

3　委員会は、この条に規定する組織及び適当な場合には他の組織と取決めを行うことができる。委員会は、これらの組織に対し、委員会又は機関の補助機関の会合にオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

4　機関は、第二条及び第三条の規定を漁業資源に適用するに当たり、他の関連する漁業管理機関と協力するものとし、また、当該漁業管理機関が地域に適用する保存管理措置を考慮する。

第十九条　保存管理措置の一貫性

1　締約国は、公海及び国の管轄の下にある水域におけるストラドリング魚類資源に関し採択される保存管理措置の一貫性を確保する必要性を認識する。このため、締約国は、条約水域及びいずれかの締約国の管轄の下にある水域に存在する漁業資源について、一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。適当な締約国及び委員会は、当該保存管理措置の一貫性を促進する。この一貫性は、千九百八十二年の条約第六十一条及び第百十九条の規定に従ってとられる措置を損なわない方法で確保されるものとする。

2　沿岸国及び委員会は、1の規定の適用上、1に規定する漁業資源を対象とする漁業に関するデータ及び当該資源の状態に関する統計的データの報告及び交換のための基準を作成し、及び当該基準について合意する。

3　各締約国は、この条の規定に従ってとる措置及び同規定に従って行う決定について常時委員会に通報する。

第二十条　漁獲の機会

1　委員会は、漁獲の機会への参加の権利の性質及び範囲を決定するに当たり、特に、次の事項を考慮する。

(a)　漁業資源（その他の海洋生物資源を含む。）の状態及び現在の漁獲努力量。この場合において、委員会は、科学委員会の助言及び勧告を考慮する。

(b)　条約水域におけるそれぞれの利益、過去及び現在の漁獲の態様（採捕量を含む。）並びに慣行

(c)　漁業の発展段階

(d)　自国の管轄の下にある水域に資源が存在する開発途上国の利益

(e)　条約水域における漁業資源の保存及び管理に対する貢献（情報の提供、調査の実施並びに効果的な監視、規制、監督及び取締りのための協力の仕組みを設けるためにとる措置を含む。）

(f)　新規又は探査中の漁場への貢献。この場合において、委員会は、千九百九十五年の協定第六条6に規定する原則を考慮する。

(g)　南東大西洋の資源の漁獲に主として依存している漁獲を営む沿岸地域の必要性

(h)　自国の経済が漁業資源の開発に依存する度合いが極めて高い沿岸国の必要性

2　委員会は、1の規定を適用するに当たり、特に、次のことを行うことができる。

(a)　締約国に対し、年間割当量の配分又は漁獲努力量の制限を設定すること。

(b)　探査及び科学的調査のための採捕量を配分すること。

(c)　必要な場合には、この条約の非締約国のための漁獲の機会を別に設けること。

3　委員会は、締約国による保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を考慮しつつ、合意される規則に従うことを条件として、締約国の割当量の配分、漁獲努力量の制限及び漁獲の機会への参加について検討する。

第二十一条　地域における開発途上国の特別な要請の認識

1　締約国は、漁業資源の保存、管理及び開発に関する地域の開発途上国の特別な要請を十分に認識する。

2　締約国は、この条約の対象となる資源の保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する地域の開発途上国の特別な要請を考慮する。

(a)　海洋生物資源の利用（自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。）に依存する地域の開発途上国のぜい弱性

(b)　自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者及び女性の漁業労働者に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者による漁場の利用可能性を確保する必要性

(c)　当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に地域の開発途上国に転嫁されないことを確保する必要性